

基本的な方向 1

健康でいきいきとした生活の実現

施策 1 健康づくりの推進

施策の方向性

- 「とっとり市民元気プラン2016」の取組みである栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、飲酒及び喫煙、歯と口の健康に関する生活習慣病を改善するほか、疾病の予防・早期発見・早期治療により重症化を防ぎ、市民の健康寿命の延伸に取り組みます。
- 市民一人ひとりが一次予防に対する意識を高め、それぞれのライフステージにおいて主体的な健康づくりに取り組めるよう、若い頃からの健康づくりを推進します。
- 地域全体で健康づくり・介護予防に取り組むことができるような仕組みづくりを進め、高齢者が地域の中で人とつながりながら、健康で生きがいのある活動的な生活が送れるよう支援します。

具体的な施策

1 生活習慣病の発症と重症化予防

- 栄養の偏りに起因する様々な疾病の予防を図るため、身体に良い食べ物を選択し、バランスのよい食生活が継続できるよう若年層からの普及啓発に取り組みます。
- 日常生活の中に運動習慣を定着できるよう、運動や身体活動の効果について知識の普及に努めます。また、継続の効果を実感できるための、歩数計、体重計、鳥取市民健康手帳の利用を促進します。
- うつ病などの心の病気の予防や対処方法に関する啓発を行うとともに「こころの相談窓口」の周知に努めます。また、心の悩みに気づき、見守りや適切な相談支援機関につなぐ人材（ゲートキーパー）を育成します。
- 喫煙や飲酒の健康への影響についての啓発活動や健康教育を若年層から取り組みます。
- 生涯を通して自分の歯で食べる楽しみを持てるよう、ライフステージに応じた歯科健診を推進し、歯科疾患の早期発見・早期治療に努めます。また、歯・口・嚥下等の口腔機能の健康維持が図れるよう健康教育等で生涯を通じて支援します。
- がんやがん予防のための生活習慣についての正しい意識やがん検診の重要性について普及啓発を行うとともに、がん検診を受けやすい体制の整備に取り組みます。また、要精密検査者の未受診者には受診勧奨を行い早期発見・早期治療につなげます。

- 生活習慣病や予防についての正しい知識の普及を行い疾病の発症予防に努めるとともに、健診受診の重要性についても啓発を行います。健診で特定保健指導や生活習慣病ハイリスク値の該当になった人には、一人ひとりの個別性を重視した保健指導を実施し、重症化予防に努めます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ 市民健康手帳の普及 **【継続】**
- ・ 健康増進事業の推進 **【継続】**
- ・ 食育事業の推進 **【継続】**
- ・ ふしめ歯科健診の推進 **【継続】**
- ・ 特定健診・特定保健指導の推進 **【継続】**
- ・ がん検診の推進 **【継続】**
- ・ 予防接種の実施 **【継続】**

2 地域での健康づくりの推進

- 介護予防と地域のふれあいを目的に考案した「しゃんしゃん体操」を地域で普及し、元気でふれあいのある地域づくりを推進できるよう、しゃんしゃん体操普及員と協働で取り組みます。
- 健診受診の啓発やウォーキング、健康講演会などの健康づくり活動が、市民に身近な地域で実施できるよう、鳥取市民健康づくり地区推進員と協働で取り組みます。
- 栄養バランスや適塩を重点にした健康的な食習慣が推進できるよう、食育推進員など地区組織と協働で取り組みます。
- 生きがいづくりと社会参加の促進を図り、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を目指す「ふれあいデイサービス」事業のあり方について検討を進めます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ しゃんしゃん体操普及員の養成 **【継続】**
- ・ しゃんしゃん体操の普及 **【継続】**
- ・ 生きがいづくりと社会参加のための事業の展開 **【継続】**

基本的な方向1

健康でいきいきとした生活の実現

施策2 介護予防の推進

施策の方向性

- (介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業で構成する) 介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業は、必要とされるサービス提供量の確保に努めます。また、新たに住民ボランティア等による多様な介護予防・生活支援サービスの創設を検討します。
- 生涯に渡って健康づくりに関心を持ち続け、生活習慣病予防や介護予防を目的とした、市が取り組む事業に参加いただきやすい体制を、これまで以上に強化していきます。
- 地域で実施されている健康づくりの取り組みが、これまで以上に活性化することにより、参加された皆さんが介護予防の効果が実感していただけるよう、あらゆる支援を行います。
- さらに、健康づくりや介護予防の取り組みの場が市内の至る所で開催されるよう、「集いの場」の拡充を図ります。また、この取り組みを進めるため、講師の派遣といった活動の支援を行います。
- リハビリテーション職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）の専門的な知見を、介護サービスの現場や市民の健康づくりなどの場に投入し、介護サービスの質の向上や高い効果の得られる健康づくりに役立てます。

具体的な施策

1 介護予防・生活支援サービスの推進

(1) 鳥取市訪問介護相当サービス

- 要支援者等（要支援1, 2の認定者及び事業対象者）が利用者となるこのサービスは、ホームヘルパーが掃除・洗濯・調理・買い物といった生活援助、あるいは食事や入浴の際の介助といった身体介護を行うものです。要支援者等が専門職によるサービスを適切に利用できるよう、必要なサービス提供量の確保に努めます。

(2) 鳥取市通所介護相当サービス

- デイサービスセンターで、入浴や食事の提供、さらに生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを日帰りで提供を受けることができます。要支援者等が専門職によるサービスを適切に利用できるよう、必要なサービス提供量の確保に努めます。

(3) 介護予防ケアマネジメント

- 地域包括支援センターでは、住み慣れた地域で生活を送ることを目的に、必要なサービスを利用していただけるよう、本人や家族の希望、さらには身体状況などを十分に考慮してケアプランを作成し、支援を行います。

(4) 多様な介護予防・生活支援サービス

- 介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者の「介護予防」と「生活支援」を「総合的」に支援することを目的に、地域の実情に応じた多様な介護予防・生活支援サービスを創出していくことが必要な事業です。介護事業者や地域で高齢者福祉に関心をお持ちの皆さんの意見を伺いながら、生活支援コーディネーターとの連携により、国の基準を緩和したサービスや有償・無償の住民ボランティアによるサービス、さらには短期集中予防サービス等の提供体制の構築を進めます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・鳥取市訪問介護相当サービスの確保 **【継続】**
- ・鳥取市通所介護相当サービスの確保 **【継続】**
- ・介護予防ケアマネジメントによる支援 **【継続】**
- ・多様な介護予防・生活支援サービスの創設検討 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
鳥取市訪問介護相当サービス	延べ利用者数	—	—	4,251	6,227	6,290	6,353
鳥取市通所介護相当サービス	延べ利用者数	—	—	7,653	12,174	12,905	13,680
介護予防ケアマネジメント	延べ件数	—	—	5,284	10,568	10,991	11,431

※H29年度以降は見込

2 介護予防普及啓発の推進

- 一人ひとりが健康づくりや介護予防の重要性を理解し、自発的に継続して取り組むことが、いつまでも健康で生活し続けるためには重要です。健康づくりなどに関する情報提供を出前講座、講演会などを開催する機会を通して行います。
- 介護予防運動教室「おたっしや教室」は、介護予防には身体を動かすことが重要であるということを体感していただくために実施します。3か月間、毎週1回ずつの教室に参加していただき、これを契機として引き続き地域の運動教室などに通っていただける環境づくりを進めます。

- 健康づくりや介護予防を目的とした運動教室を開催する事業者への支援制度を設けています。市内の至る所で運動教室に参加できる環境を充実させることで、市民の皆さんの要望に応える取り組みを継続します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・介護予防出前講座の開催 **【継続】**
- ・民間事業者が開催する介護予防教室への助成 **【継続】**
- ・介護予防運動教室「おたっしや教室」の開催 **【継続】**
- ・民間事業者が開催する介護予防運動教室への助成 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
出前講座	開催数	185	186	190	194	198	202
おたっしや教室	実参加者数	554	549	500	500	500	500
地域介護予防運動教室推進（民間）	延べ参加者数	—	—	1,358	1,386	1,414	1,443

※H29年度以降は見込

3 地域の通いの場の充実

- 高齢者の居場所づくりや福祉の担い手としての役割を期待して、鳥取市社会福祉協議会と連携して、高齢者が地域で気軽に集まって活動する「ふれあい・いきいきサロン」の開催を支援します。
- 生活支援コーディネーターが地域の福祉関係者と連携して、サロンの開設支援や、魅力あるサロンづくりの支援に取り組みます。
- また生活支援コーディネーターは、地域の福祉関係者の支援活動や、地域の福祉課題の解決に向けた活動、さらには地域の福祉人材の育成にも活動の範囲を広げ、地域福祉の充実強化を進める役割を果たします。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ふれあい・いきいきサロンへの助成 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
ふれあい ・いきいきサロン	箇所数	293	320	350	385	424	467

※H29年度以降は見込

4 地域リハビリテーションの推進

- リハビリテーションの専門職を、地域ケア会議やサービス担当者会議といった要介護・要支援者等の支援方法の検討の場に派遣して、関係者の「自立支援のための支援方策の発見力」の向上を図るとともに、さらに支援が必要な個々人の生活の質の向上と介護支援専門員等の介護への技能向上に取り組みます。
- リハビリテーション専門職が、運動指導や運営方法の助言等により集いの場の魅力向上を図ることで、介護予防の効果を実感いただける集いの場が地域に広がるよう取り組みます。
- リハビリテーション専門職の職能団体の代表者や地域福祉の関係者等で構成する「鳥取市地域リハビリテーション推進会議」を開催し、専門的な知見を本市の施策に取り入れ、また相互に連携することにより、介護予防・重度化防止の取り組みを効果的に推進していきます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ 要支援・要介護者の生活の質の向上支援 **【継続】**
- ・ 魅力のある住民運営の通いの場の創設・発展支援 **【継続】**
- ・ 通所介護・訪問介護等の質の向上支援 **【継続】**
- ・ 鳥取市地域リハビリテーション推進会議の開催 **【継続】**

基本的な方向 1

健康でいきいきとした生活の実現

施策 3 地域での活躍・貢献機会の充実

施策の方向性

- 高齢者が住み慣れた地域で元気でいきいきと暮らし続けることができるよう、高齢者の社会参加や生きがい活動を支援します。
- 高齢者の健康づくりや生きがいづくりを支援するため、高齢者福祉施設を設置・運営し、健康増進や教養の向上、レクリエーション等の場を提供します。
- 高齢者の活躍の場を拡大するため、就労や地域活動などに高齢者が参加できる仕組みづくりを進め、生涯現役で活躍できる社会環境を整えます。
- 元気な高齢者が、地域活動や企業等で新たな支え手・担い手として活躍することにより、地域の様々な課題解決に貢献できる環境づくりを進めます。

具体的な施策

1 社会参加や生きがい活動への支援

(1) ボランティア活動の推進

- 鳥取市ボランティア・市民活動センターの周知や充実を図り、技術や経験を活かせる場や世代間交流の機会の提供に努めます。
- 介護支援ボランティアポイント制度は、介護施設等での高齢者のボランティア活動に対して、換金できるポイントを付与することで、ボランティア活動への参加の動機付けを図っていくものですが、介護予防を促進する効果も期待しています。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・鳥取市ボランティア・市民活動センターの設置 **【継続】**
- ・介護支援ボランティア制度の推進 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
介護支援 ボランティア	登録者数	128	143	180	184	188	192

※H29年度以降は見込

(2) 老人クラブの育成支援

- 自主的な組織である老人クラブの活動を支援し、地域の支え合いや地域を豊かにする活動の活性化を図ることで、高齢者のつながりや生きがいを高めるとともに健康づくりを促進します。
- 鳥取市老人クラブ連合会の活動を支援し、加入促進のための啓発や、魅力ある活動とするための研修活動、リーダー養成等の広域的な活動を促進します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・単位老人クラブへの助成 **【継続】**
- ・老人クラブ連合会への助成 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
老人クラブ	団体数	269	267	258	258	258	258
老人クラブ会員	会員数	13,013	12,908	12,655	12,655	12,655	12,655

※H30年度以降の事業量はH29年度実績見込みと同数としています。

(3) 地域での趣味や教養活動の推進

- 高齢者が地域でグラウンドゴルフやペタンク、囲碁や将棋、陶芸などの趣味や教養活動を通じて明るく楽しく学習し、知識や社会的能力を高め、生きがいをづくりと健康づくりを推進します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・老人の明るいまち推進事業 **【継続】**

(4) 生涯学習の推進

- 高齢者の自己実現に向け、学習機会を契機に、継続的な社会参加や仲間づくり等へつなげていくため、おおむね60歳以上の市民を対象とした「尚徳大学」を開講していますが、今後もさらに充実した講座を開催できるよう推進します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・「尚徳大学」の開催 **【継続】**

(5) 地域福祉基金事業

- 在宅福祉、地域福祉の向上をめざし、民間活力の活性化を図り、地域の特性に応じた事業を推進するため「鳥取市地域福祉基金」を設置しています。この基金運用益を市社会福祉協議会が実施する食事サービスや、となり組福祉員活動、地域福祉活動コーディネーター活動を支援します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ふれあい型食事サービス **【継続】**
- ・となり組福祉員設置 **【継続】**
- ・地域福祉活動コーディネーター設置 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
ふれあい型 食事サービス	延べ 配食数	27,047	28,374	29,500	29,500	29,500	29,500
となり組福祉員	設置数	1,737	1,809	1,900	1,900	1,900	1,900
愛の訪問協力員	協力員数	1,280	1,232	1,530	1,530	1,530	1,530
地域福祉活動 コーディネーター	設置 地区数	9	9	9	9	9	9

※H30年度以降の事業量はH29年度実績見込みと同数としています。

(6) 高齢者バス運賃優待助成

- 路線バスの高齢者用定期券の購入費用の一部を助成し、閉じこもり予防と積極的な社会参加を促進します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・高齢者バス運賃優待助成 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
高齢者用定期券	販売冊数	1,924	2,118	2,302	2,302	2,302	2,302

※H30年度以降の事業量はH29年度実績見込みと同数としています。

(7) 福祉有償運送助成

- 地域の要介護高齢者や身体障がい者等を対象とする福祉有償運送を行う法人に対し、その運営費の一部を補助し、福祉有償運送の安定的な供給及び地域福祉の向上を図ります。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・福祉有償運送助成 **【継続】**

(8) 公共交通機関利用助成

- 60歳以上の高齢者団体が、研修会等に参加するため公共交通機関等を利用した場合、基本運賃の一部を助成し、高齢者の生きがいつくりや地域間交流等の活動を支援します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・公共交通機関等利用助成 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
公共交通機関等利用助成	件数	118	122	122	122	122	122

※H29年度以降の件数はH28年度実績と同数としています。

(9) 高齢者介護予防支援バス・ボランティアバスの運行

- 60歳以上の高齢者団体が介護予防支援バスを利用し、レクリエーション活動や研修などに参加することで、地域との交流、生きがいつくりや介護予防につなげます。
- ボランティアバスを運行し、ボランティア活動を行う高齢者等の利便を図ることで、高齢者をはじめとする市民の社会奉仕活動を促進します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・高齢者介護予防支援バスの運行とあり方の検討 **【継続】**
- ・ボランティアバスの運行 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
高齢者バス	利用件数	592	591	591	591	591	591
ボランティアバス	利用件数	101	87	87	87	87	87

※H29年度以降の件数はH28年度実績と同数としています。

(10) 敬老祝賀事業

- 各地区で実施される敬老会などの敬老祝賀事業に対し助成を行います。また、90歳到達者、100歳以上の長寿者に対し、記念品等を贈呈し長寿をお祝いします。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・敬老祝賀事業 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
100歳以上祝賀	人	184	190	198	216	216	216
90歳到達者祝賀	人	863	944	880	1022	1022	1022

※H30年度以降の人数はH30年度見込みと同数としています。

(11) 金婚・ダイヤモンド婚祝賀事業

- 結婚50周年（金婚）、60周年（ダイヤモンド婚）を迎えるご夫婦を招待し、お祝いの式典を実施することで高齢者の生きがい増進を図ります。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・金婚・ダイヤモンド結祝賀事業 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
金婚	組数	300	265	286	286	286	286
ダイヤモンド婚	組数	141	110	134	134	134	134

※H30年度以降の事業量はH29年度実績と同数としています。

2 高齢者施設の運営

(1) 老人福祉センター及び高齢者福祉センターの運営

- 高齢者福祉センター及び老人福祉センターは、地域の高齢者の健康増進や各種の教養講座の開催、レクリエーション事業実施を目的として、市または市社会福祉協議会が設置しています。
- 各センターで囲碁や将棋、書道、民謡、生け花など幅広い講座を開催することで、高齢者の健康づくり、生きがいを推進します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・〈市〉 高齢者福祉センター運営 **【継続】**
- ・〈市〉 老人福祉センター運営（佐治町・鹿野町） **【継続】**
- ・〈社協〉 老人福祉センター運営助成（国府町・河原町・気高町・青谷町） **【継続】**

(2) 老人憩の家の運営

- 老人憩の家は、高齢者の文化活動やレクリエーション等の交流の場を提供し、心身の健康増進を図ることを目的として19館設置しています。地元と共に各館が有効利用されるよう取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・老人憩の家の運営 **【継続】**

(3) 高齢者創作交流施設の運営

- 高齢者が趣味の活動や交流することを目的に2館設置しています。この施設を有効利用し、高齢者の健康づくりや生きがいを促進します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・用瀬町ふれあいの家の運営 **【継続】**
- ・佐治町山王ふれあい会館の運営 **【継続】**

(4) 佐治町屋内多目的広場の運営

- 高齢者のゲートボールやグラウンドゴルフ、ペタンク等のサークル活動の場を提供し、高齢者の健康づくりや生きがいを促進します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・佐治町屋内多目的広場の運営 **【継続】**

3 高齢者の就労支援

- 高齢者がこれまでの知識と経験を生かし、地域社会の担い手としてさらに活躍する場を提供することを目的に、意欲ある高齢者の就業・社会参加を支援します。
- (公社)鳥取市シルバー人材センターは、市内の事業所や家庭から高齢者に適した臨時的・短期的その他軽易な仕事の注文を受け、就業意欲のある高齢者(登録会員)に対し経験や希望に合った仕事を提供し、就業を通じた社会参加を支援しています。本市はセンターの運営事業費に対して助成を行い、センターの安定的な運営を確保し、高齢者の就業機会の確保や社会参加の促進、生きがいづくりに取り組めます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・シルバー人材センター運営助成 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
シルバー人材センター登録会員	人	726	749	757	764	771	778
就業延人員 (受託事業)	人日	59,640	60,033	61,570	63,140	64,710	66,280
就業延人員 (派遣事業)	人日	2,407	3,243	3,420	3,670	3,920	4,170

※H29年度以降は鳥取市シルバー人材センターの第4次中期事業基本計画の目標値

基本的な方向 2

安心して暮らし続けるための環境づくり

施策 1 在宅医療・介護連携の推進

施策の方向性

- 医療機関と介護事業所、そこで働く医療と介護の専門職の連携推進を進め、市民が住み慣れた自宅やその地域で最期まで暮らし続けることができる体制づくりを進め、その機運が市民に感じていただけるよう、さらに取り組みを強化します。
- 在宅医療や急変時の対応など医療の機能分担や、人生の最終段階における医療や介護についてあらかじめ話し合い、また繰り返し話し合うこと（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の必要性を理解していただく取り組みを始めます。
- 生活圏域、保健医療圏を考慮し、鳥取県東部地域 1 市 4 町で連携し、在宅医療・介護連携の推進に取り組みます。

具体的な施策

1 関係機関との連携の推進と課題の検討

- 医療・介護・福祉・行政機関が参画する「東部地区在宅医療介護連携推進協議会」、鳥取県東部医師会と東部地域 1 市 4 町で協働設置した「東部医師会在宅医療介護連携推進室」を中心に、在宅医療・介護連携の推進に引き続き取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・東部地区在宅医療介護連携推進協議会を中心とした取り組み **【継続】**
- ・東部医師会在宅医療介護連携推進室の運営 **【継続】**

2 医療・介護関係者への支援

- 医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談の窓口を運営します。
- 医療・介護関係者が参加する多職種研修会を企画・開催します。研修会開催による顔の見える関係性づくりと在宅医療、医療と介護の連携に関する知識の向上により、急性期病院の退院時、在宅等での療養時、看取りの時期などそれぞれの場面において、市民の思いに寄り添い満足いただける説明や対応ができる人材の育成に取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ 東部医師会在宅医療介護連携推進室での相談業務の実施 **【継続】**
- ・ 多職種研修会の開催 **【継続】**
- ・ ファシリテーション・プレゼンテーション能力の養成研修 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
多職種研修会	回	6	7	10	10	10	10

※H29年度以降は見込

3 住民啓発の推進

- 在宅医療など医療提供体制・機能分担について、人生の最終段階における医療・介護についてあらかじめ話し合い、また繰り返し話し合うこと（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の必要性を理解していただくため、市民への情報提供、啓発に取り組みます。
- 介護保険制度や自助・互助、ACPの重要性を市民自らが考えたり、話し合ったりする寸劇を活用した住民啓発学習会を開催します。また、地域での開催を支援します。
- 様々な実体験を有する医師をはじめとする医療従事者が、ACPの啓発や住民啓発学習会において、直接市民へ語りかける機会を多く提供できるよう取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ アドバンス・ケア・プランニングの情報提供、啓発 **【新規】**
- ・ 在宅医療・介護連携推進に係る住民啓発学習会の開催（支援） **【継続】**

【主な事業量】（※H29は見込）

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
住民啓発学習会	回	1	1	4	4	4	4

※H29年度以降は見込

4 在宅医療・介護の提供体制の構築推進

- 病院の入院・退院・転院時、在宅等での療養時、療養中の急変時、看取りの時期などすべての場面において、切れ目がなくスムーズに連携できる体制を構築するた

め、課題の抽出、対応策の検討を進めます。

- 市民に対して、丁寧な説明、可能な医療・介護の内容提示、考える時間的余裕などを効率よく説明・提供できるようにするため、多職種研修による人材育成のほか、情報共有のあり方、共通した情報ツール、情報の伝達方法など、各機関・各職種間の情報連携体制の推進について、施策の検討や実施を進めます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ 東部の病院間の地域連携に関する協議会との協働 **【継続】**
- ・ 各機関・各職種間の情報共有についての施策検討、実施 **【継続】**

基本的な方向 2

安心して暮らし続けるための環境づくり

施策 2 包括的な支援体制の構築

施策の方向性

- 福祉に関する総合相談対応や、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援など、地域支援事業の包括的支援事業の適正な実施と取り組み内容の充実を図ります。
- 地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の最前線で高齢者支援に取り組む地域包括支援センターの機能を強化します。
- 「地域ケア会議」の開催により、自立支援型ケアマネジメントの普及展開を図り、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止を推進します。

具体的な施策

1 包括的支援事業の推進

(1) 総合相談支援

- 市内の5つの地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が、それぞれの専門性を活かし、連携しながら1つのチームとして相談支援に取り組みます。
- 買い物や見守り、調理等の日常生活を送る上での困りごとや、社会的孤立、生活困窮、さらには介護や医療など多様で複雑な相談も、他の支援機関とも連携して、丁寧に解決に向けて対応します。
- 地域包括支援センターの認知度をさらに高める努力を続け、また、地域住民や福祉関係者、介護事業者、医療機関、警察等といった皆さんとの信頼関係を深めていくことで、支援が必要な高齢者やその家族からのSOSを早期にキャッチし、適切な支援を迅速に行えるよう取り組んでまいります。

(2) 権利擁護

- 高齢者が安心して尊厳ある暮らしを維持できるよう、成年後見制度の利用支援や老人福祉施設等への入所措置の実施、虐待対応に迅速かつ適切に取り組めます。
- 生活課題が複合化・複雑化しているような、いわゆる支援困難ケースに対しては、地域包括支援センターの専門職が相互に連携し、組織を挙げて対応を進めます。
- 近年増加している高齢者の消費者被害の防止に向けて、日頃から地域の高齢者や介護支援専門員等に対して情報提供・注意喚起を行うとともに、地域包括支援セン

ターへ高齢者から消費者被害に関する相談があった際には、消費生活センター等と連携して対応します。さらに、法的支援が併せて必要な相談等については、日本司法支援センター（法テラス）などの専門機関とも連携して対応していきます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の医療機関と介護事業者、さらに福祉関係者等との連携体制を構築し、担当の介護支援専門員との連携の効果を最大限活用して、高齢者の身体状況や希望に応じて、必要な医療・在宅介護・施設介護が切れ目なく利用できる体制づくりに取り組みます。
- 介護支援専門員が、地域で開催される健康づくりの事業や趣味など生涯学習のサークル活動、さらには老人クラブ活動やボランティア活動といった、介護保険サービスを除く、様々な人と人との交流がある事業をケアマネジメントに導入できるよう、地域の情報収集に取り組みます。
- 介護支援専門員からの相談対応やケアマネジメントの技術指導、事例検討会や研修会の実施、制度や施策に関する情報提供など、介護支援専門員の資質向上に取り組みます。
- 介護支援専門員相互の情報交換やネットワークづくりに取り組み、円滑な業務実施を支援します。
- 介護支援専門員が担当する支援困難ケースについて、地域包括支援センターや地域の関係者、医療や福祉といった関係する機関との連携により、具体的な支援方を共に模索していくとともに、必要な指導助言を行います。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・総合相談支援 **【継続】**
- ・権利擁護 **【継続】**
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
相談対応	延べ件数	5,660	7,174	7,317	7,463	7,612	7,764
訪問対応	延べ件数	11,288	11,490	11,720	11,954	12,193	12,437

※H29年度以降は見込

2 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターは、高齢者福祉の総合窓口であることから、福祉の支援が必要な人への対応はもとより、予防処置にも積極果敢に取り組み、さらに地域の福祉関係者、介護事業者等との連携により、地域福祉向上のけん引役としての役割も果たしていきます。
- 多様化し、増加し続ける高齢者福祉ニーズに限られた人員で対応していくため、運営委託などの多様な事業実施方法について検討を進め、市民サービス向上に努めます。
- 「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向け、地域包括支援センターに求められる役割が多様化していくことが見込まれます。地域で暮らす福祉の支援が必要な皆さんの総合相談窓口としての機能をはたすよう、組織の役割を見直します。
- 地域包括支援センターへの介護保険サービス利用などの取次窓口業務を委託している「地域介護支援センター」との事業連携内容を見直し、地域福祉の取り組みの更なる充実を図ります。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・地域包括支援センターのあり方検討 **【新規】**
- ・職員体制の充実・強化 **【継続】**
- ・地域包括支援センターの質の向上 **【継続】**
- ・地域共生社会の実現に向けた地域包括支援センター機能の検討 **【新規】**
- ・地域介護支援センターとの連携強化 **【新規】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
地域包括支援センター	箇所	5	5	5	5	6	6

※H29年度以降は見込

3 地域ケア会議の推進

- 地域の医療や介護、福祉等の専門職で構成する『自立支援型「地域ケア会議」』を開催し、介護支援専門員が行う個別のケアマネジメントに対しての助言により、介護支援専門員のケアマネジメント力の向上と、高齢者の自立支援の充実に取り組みます。
- 認知症や虐待、生活困窮等の支援困難ケースに対しては、地域の福祉関係者、医療、介護、司法といった専門職を構成員として会議を開催し、支援の実施に取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・地域ケア会議の開催 **【拡充】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
地域ケア会議	開催箇所	—	—	2	3	5	6

※H29年度以降は見込

基本的な方向 2

安心して暮らし続けるための環境づくり

施策 3 介護サービスの充実

施策の方向性

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮ら続けることができるよう、一人ひとりの状況に応じて自立支援に向けた介護保険の在宅サービスが適切に提供される体制の確保に努めます。
- 24 時間対応可能な地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）の整備・利用を推進します。
- 様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者のために、要介護高齢者の状態に対応した施設・居住系サービスを計画的に整備します。
- 介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足ないサービスを、事業者が適切に提供するよう促す介護給付の適正化に取り組みます。

具体的な施策

1 居宅サービスの充実

- 居宅サービスの利用状況等にかかる情報の提供などにより、介護保険サービス事業者の適正な参入を図るとともに、医療と介護の連携強化などにより、サービスの質の向上に努めます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・居宅サービスの確保 **【継続】**

(1) 訪問介護

- ホームヘルパーが居宅に訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他調理・洗濯・掃除等の日常生活上の世話をを行います。

区分	単位	第 6 期			第 7 期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
訪問介護	人/月	1,015					

※H29 年度以降は見込

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

- 居宅に浴槽を搬入して、介護職員・看護職員が入浴の介護を行います。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
訪問入浴介護	人/月	95					
介護予防訪問入浴介護	人/月	0					

※H29年度以降は見込

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

- 看護師等が居宅を訪問し、主治医の指示に基づき療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
訪問看護	人/月	407					
介護予防訪問看護	人/月	48					

※H29年度以降は見込

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が居宅を訪問し、主治医の指示に基づき理学療法・作業療法・言語療法その他必要なリハビリテーションを行います。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
訪問リハビリテーション	人/月	72					
介護予防訪問リハビリテーション	人/月	18					

※H29年度以降は見込

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

- 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、看護職員、歯科衛生士が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
居宅療養管理指導	人/月	433					
介護予防居宅療養管理指導	人/月	38					

※H29年度以降は見込

(6) 通所介護

- デイサービスセンターにおいて、入浴・食事などの日常生活上の世話、機能訓練を行います。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
通所介護	人/月	2,493					

※H29年度以降は見込

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

- デイケアセンターへの通所により、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
通所リハビリテーション	人/月	703					
介護予防通所リハビリテーション	人/月	285					

※H29年度以降は見込

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

- 特別養護老人ホームへの短期入所により、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
短期入所生活介護	人/月	303					
介護予防短期入所生活介護	人/月	11					

※H29年度以降は見込

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

- 介護老人保健施設等への短期入所により、看護、医学的管理下の介護と日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
短期入所療養介護	人/月	102					
介護予防短期入所療養介護	人/月	2					

※H29年度以降は見込

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- 日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
福祉用具貸与	人/月	2,371					
介護予防福祉用具貸与	人/月	701					

※H29年度以降は見込

(11) 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

- 貸与になじまない入浴や排せつに必要な福祉用具の購入費用に対して給付を行います。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
特定福祉用具販売	人/月	43					
介護予防特定福祉用具販売	人/月	22					

※H29年度以降は見込

(12) 住宅改修・介護予防住宅改修

- 手すりの取り付けなどの住宅改修にかかる費用に対して給付を行います。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
住宅改修	人/月	35					
介護予防住宅改修	人/月	27					

※H29年度以降は見込

(13) 居宅介護支援・介護予防支援

ア 居宅介護支援

- 要介護と認定された人が居宅において介護サービスを受ける際、介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護者の希望に基づき適正なサービスが計画的に受けられるよう、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

イ 介護予防支援

- 要支援と認定された人に対して、地域包括支援センターのスタッフが自立を促す介護予防サービス計画を作成します。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
居宅介護支援	人/月	3,880					
介護予防支援	人/月	1,733					

※H29年度以降は見込

2 地域密着型サービスの充実

- 24 時間対応可能な地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）を適切に提供できるよう、整備の促進を行うとともに、サービスの周知や質の向上に向けた取組を推進します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・地域密着型サービスの確保 [継続]

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に、または密接に連携しながら、居宅への定期的な巡回訪問や通報による訪問を行い、入浴、排せつ、食事など日常生活上の介護を行うほか、主治医の指示のもと、看護師などが療養上の世話または必要な診療の補助を行います。
- 平成 25 年度から平成 29 年度までに 3 事業所が整備されています。今後も未整備の日常生活圏域に 1 事業所以上の整備を目指すとともに、サービスを必要としている方に必要なサービスが提供できるよう、サービスの周知の徹底を図り、サービスの普及に努めます。

区分	単位	第 6 期			第 7 期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人/月	13					

※H29 年度以降は見込

(2) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

- デイサービスセンターにおいて、認知症の方に入浴・食事などの日常生活上の世話、機能訓練を行います。
- 事業者向けの研修などを実施し、サービスの質の向上につながるよう支援します。

区分	単位	第 6 期			第 7 期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
認知症対応型通所介護	人/月	137					
介護予防認知症対応型 通所介護	人/月	3					

※H29 年度以降は見込

(3) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

- 「通い」、「訪問」、「宿泊」サービスを柔軟に組み合わせ、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の介護や機能訓練を行います。
- すべての中学校区に1以上の事業所が整備されていますが、在宅介護を強力に支援する重要な拠点であることから、需給バランスを考慮しながら今後もきめ細やかな整備を目指します。
- 事業者向けの研修などを実施し、サービスの質の向上につながるよう支援します。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
小規模多機能型居宅介護	人/月	496					
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	64					

※H29年度以降は見込

(4) 看護小規模多機能型居宅介護

- 在宅の要介護者に対して、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせる一体的なサービスを提供します。
- 第7期計画において、1事業所以上の整備を目指します。また、既存の小規模多機能型居宅介護からの看護小規模多機能型居宅介護への転換を推進します。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0			

※H29年度以降は見込

(5) 地域密着型通所介護

- 定員18人以下の小規模なデイサービスセンターにおいて、入浴・食事などの日常生活上の世話、機能訓練を行います。
- 事業者向けの研修などを実施し、サービスの質の向上につながるよう支援します。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
地域密着型通所介護	人/月						

※H29年度以降は見込

3 施設・居住系サービスの充実

※作成中

4 介護保険事業の円滑な実施

(1) 介護給付費等に要する費用の適正化の推進

- 介護保険の費用は保険料と公費で賄われていることを踏まえ、サービスの質の向上を図り、効率的・効果的な保険給付を提供するため「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」の主要5事業を柱とした介護給付の適正化を推進します。
- 国保連の適正化システムのデータを活用して、利用者や事業者ごとの各種指標に対する給付の偏り（認定調査情報と利用サービスの不一致や支給限度額利用ケース等）を抽出して、事業者への確認やケアプラン点検での確認を行います。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・要介護認定の適正化 [拡充]
- ・ケアプラン点検 [拡充]
- ・住宅改修の点検及び福祉用具購入・貸与調査 [継続]
- ・縦覧点検・医療費との突合 [継続]
- ・介護給付費通知 [継続]

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
認定調査票の点検	件	10,676	10,885	10,900	11,000	11,000	11,000
更新・変更認定の訪問調査(直営)	件	317	164	300	350	375	400

※H29年度以降は見込

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
ケアプラン点検	事業所	37	36	20	60	60	60
	件	419	361	130	800	800	800

※H29年度以降は見込

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
住宅改修訪問調査	件	0	3	3	6	6	6

※H29年度以降は見込

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
福祉用具貸与調査	回	0	0	1	2	2	2

※H29年度以降は見込

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
縦覧点検	件	2,369	2,086	2,100	2,200	2,200	2,200

※H29年度以降は見込

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
医療費との突合	件	13,488	13,154	13,300	13,500	13,500	13,500

※H29年度以降は見込

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
介護給付費通知	回	3	3	3	3	3	3

※H29年度以降は見込

(2) 介護保険サービス事業者に対する指導監督

- 介護保険サービス事業者に対して集団指導等を通じ、法令等の周知や運営に関する指導を実施し、法令順守の徹底及び介護サービスの質の向上を図ります。
- 法令順守の徹底を図るため、介護保険サービス事業者に対して業務管理体制の整備に係る指導の強化に取り組むとともに、必要に応じて検査を実施します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・介護保険サービス事業者への指導監督に係る取組み **【継続】**

(3) 介護サービスの質の確保及び向上

ア 介護サービス情報の公表と第三者評価の活用

- 介護サービス情報の公表制度は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択（自己決定）」を、現実のサービス利用の際に保障するための仕組みであり、利用者による介護事業所の選択を支援することを目的としています。公表する情報は事業者が報告したものであり、介護サービスの種類ごとに共通項目の情報を、毎年専用のホームページ上で一般に公表しています。

また、福祉サービス第三者評価とは、社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う制度であり、その結果は独立行政法人福祉医療機構のホームページ（WAMネット）で公表されています。この評価事業は、介護事業所に関して取組み自体が事業者の任意となっており幅広い活用には至っていませんが、事業者が主体的にサービスの質を高めていこうという姿勢の表れとして、高く評価できます。

いずれも利用者のサービス又は事業者選択に資する制度ですので、利用者はもとより介護支援専門員や地域包括支援センターの専門職員に対して様々な機会を通じて本制度の周知に努め、積極的な活用を推進していきます。

イ 介護相談員の派遣の推進

- 介護相談員派遣等事業は、申し出のあった介護事業所に対して市町村が介護

相談員を派遣することにより、利用者から介護サービスに対する疑問や不満等を聞き、事業者や行政の間に立って、問題解決の手助けを行い、あわせて介護サービスの質の向上を図る事業です。

介護サービスの苦情は、事後的な対応が中心ですが、本事業では苦情に至る事態を未然に防止することを目指しています。また、介護事業所の運営基準では、市町村が介護相談員を派遣する事業に対して協力するよう努力義務規定が設けられています。

本市においては、「あんしん介護相談員」を平成 29 年度に 4 人増員し、10 人体制で介護事業所を日々訪問して利用者の声に耳を傾けています。今後、さらなる派遣先の拡大に取り組み、介護サービスの質の向上に努めていきます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・あんしん介護相談員派遣事業 **【継続】**

基本的な方向 2

安心して暮らし続けるための環境づくり

施策 4 認知症施策の推進

施策の方向性

- 認知症への理解を深めるための普及・啓発をさらに推進していきます。
- 認知症の早期診断・早期対応に重点を置くとともに、認知症の人の希望が尊重され、尊厳が守られた上で、認知症予防をはじめ、認知症と診断された人やその家族等介護者の支援といった、医療や介護サービスの提供もあわせ、切れ目のない認知症施策を進めます。

具体的な施策

1 認知症への理解を深め、地域で見守り・支え合う体制づくり

- 認知症に対する正しい知識を持つことが、本人や周囲の人の気づきにつながるなど重要なことであり、毎年開催している認知症フォーラムなどの講演会、学習会など様々な機会を通じて情報提供に取り組みます。さらに介護予防の重要性とあわせて、認知症予防の啓発活動も継続して実施します。
- 認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者である「認知症サポーター」の養成を行うとともに、その養成講座の講師役となる「認知症サポーターキャラバンメイト」の増員にも取り組みます。
- 緊急時の迅速な安全確保を目的に、認知症高齢者等の住所や氏名といった情報を、地域包括支援センターに登録し、この情報を必要に応じて関係者と共有する「徘徊高齢者等事前登録制度」の利用者増加に向けた広報を実施します。
- 認知症高齢者等の日ごろの見守りや、緊急時に関係機関への連絡にご協力いただく「認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店登録店」の登録件数の増加に取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ 認知症サポーターの養成講座の開催 **【継続】**
- ・ 徘徊高齢者等事前登録 **【継続】**
- ・ 徘徊高齢者位置検索システムの利用支援 **【継続】**
- ・ 認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店登録件数の増加 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
認知症サポーター	延べ人数	14,479	15,425	16,317	17,317	18,317	19,317

※H29年度以降は見込

2 居場所づくりや介護者支援の充実

- 認知症の人と地域の医療機関や介護サービス、支援機関、さらには地域活動やサロン活動へとつなぐコーディネーター役を担う「認知症地域支援推進員」の配置を継続し、認知症の人の支援体制の構築に引き続き取り組みます。
- 認知症の人やその家族、地域住民、さらには福祉の専門職など、誰でも気軽に立ち寄ることができる集いの場として、認知症カフェの新たな設置を推進します。
- 認知症高齢者等の介護者の相談受けや、介護や医療の情報提供など、適切に支援できるよう組織強化や人材育成など体制の充実を図ります。
- 認知症の人の介護者を対象とした交流事業を毎月開催し、医療や介護の専門職が家族介護者の不安や身体的・精神的な負担の軽減に取り組みます。
- 家族に代わって認知症高齢者等の話し相手をする「やすらぎ支援員」を派遣し、家族介護者の休息時間の確保に取り組みます。併せて、利用者の増加に対応するため、やすらぎ支援員の育成にも取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ 認知症地域支援推進員の設置 **【継続】**
- ・ 認知症カフェの支援 **【継続】**
- ・ 認知症高齢者等やすらぎ支援員派遣事業の実施 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
認知症カフェ	箇所	5	7	8	9	10	11

※H29年度以降は見込

3 早期診断・早期対応に向けた体制の充実

- 医療や介護の専門職がチームをつくり、認知症の人やその家族に対する初期段階の支援を包括的・集中的に行い、適切な支援に結びつける「認知症初期集中支援チーム」の活動の充実に取り組みます。

- 市民や医療・介護関係者に対して、認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関など、適切なケアの流れを明らかにした「認知症ケアパス」（認知症相談・安心ガイドブック）の普及に取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ 認知症初期集中支援チームの活動 **【拡充】**
- ・ 認知症ケアパスの普及 **【継続】**
- ・ 認知症予防教室の開催 **【継続】**

4 若年性認知症の支援

- 若年性認知症の診断を受けた方は、仕事や子育ての問題など、高齢者とは異なる課題を抱えておられます。若年性認知症の人やその家族の生活や就労といった支援体制の構築を検討し、必要な施策に取り組みます。
- 若年性認知症に対する理解を市民に深めていただくよう情報提供に取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ 支援のあり方を検討 **【新規】**

基本的な方向 2

安心して暮らし続けるための環境づくり

施策 5 生活支援サービスの充実

施策の方向性

- NPOや福祉事業者、地縁組織などが、多様な生活支援サービスを提供し、地域福祉の担い手となっていただく環境づくりを進めます。
- 地域福祉活動などの「互助」の取組みが一層広がりをもつよう、取り組まれている皆さんと連携して取り組みます。
- 介護が必要な人やその家族、あるいはひとり暮らし高齢者の世帯といった福祉の支援が必要な皆さんが、自立し安定した日常生活を送ることができるよう、高齢者福祉サービスの提供を継続します。

具体的な施策

1 生活支援体制の充実

- 「生活支援コーディネーター」が、生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するために、地域において資源開発（地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の育成等）やネットワーク構築（関係者間の情報共有・連携体制づくり等）に取り組みます。
- 鳥取市生活支援・介護予防サービス検討会（第1層協議体）では、生活支援コーディネーターの活動支援や介護予防・生活支援サービスの創設、地域福祉の充実・強化や情報共有を目的とした話し合いの場（第2層協議体）の設置に向けた検討など、施策の推進について検討する場として開催します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・生活支援コーディネーターの配置 **【継続】**
- ・鳥取市生活支援・介護予防サービス検討会（第1層協議体）の開催 **【継続】**
- ・各地域の話し合いの場（第2層協議体）の設置推進 **【拡充】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
生活支援コーディネーター	配置数	1	4	7	7	7	7

※H29年度以降は見込

2 在宅生活を支援する福祉サービスの推進

(1) 在宅での安心生活を支援する福祉サービスの提供

ア 生活管理指導員派遣サービス

生活機能の低下が認められる要介護・要支援の状態になるおそれのある高齢者で、家事等の基本的な生活習慣が充分でない人を対象に、在宅での自立した生活の継続を支援するため、日常生活に関する指導を行う指導員を派遣します。

イ 安心ホットラインサービス（地域支援事業）

高齢者のみの世帯等を対象に、急病や災害などの緊急時に簡単な操作で通報することができる装置を貸与します。通報を受けると受信センターは、本人の承諾に基づき事前登録された協力員へ安否確認を要請、場合によっては必要に応じて救急車の出動要請を行う仕組みとなっています。

ウ ひとり暮らし高齢者等福祉電話設置援助サービス（地域支援事業）

安心ホットラインサービスの利用が必要で、かつ経済的に電話開設・維持の自己負担が困難な市民税非課税の高齢者のみの世帯を対象に、電話加入権及び電話機の貸与、電話の開設及び電話回線の使用並びに撤去に必要な費用を助成します。

エ 寝具丸洗い乾燥消毒サービス

65歳以上で要介護1～3の認定を受けた在宅の市民税非課税の高齢者のみの世帯の人、あるいは65歳以上の在宅で要介護4または5の認定を受けた人を対象に、寝具の丸洗い、乾燥、消毒のサービスを提供します。

オ 日常生活用具購入助成サービス

認知症又は身体機能の低下等により火の管理に不安のある住民税非課税世帯のひとり暮らしの高齢者等を対象に、「電磁調理器」、「自動消火器」のいずれかの購入費の一部を助成します。

カ ファミリーサポートセンター（生活援助型）サービス

清掃など軽易な家事援助を受けたい高齢者と、支援をしたい人の仲介を行います。

キ 配食サービス（地域支援事業）

食事の準備ができない、または栄養のバランスの取れた食事を作ることができない虚弱高齢者のみの世帯等を対象に、栄養のバランスのとれた食事の配達とともに、安否確認を行います。

ク 生活管理指導短期宿泊サービス

生活機能の低下により要介護・要支援の状態になるおそれのある高齢者で、家事等の基本的な生活習慣が充分でない人を対象に、養護老人ホームで生活習慣・体調等の改善を図る支援を行います。

コ 軽度家事援助サービス

在宅の高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で市民税非課税世帯を対象に、病気や骨折等により、一時的に生活機能が低下し、軽易な日常生活上の援助が必要

な場合、応急的に援助員を派遣し、食事・食材の確保、掃除、ゴミ出し等の家事援助サービスを提供します。

シ はり、灸、マッサージ施術費助成事業

次のいずれかに該当する所得税及び市民税が非課税かつ加入している国民健康保険や後期高齢者医療の保険料が納付済みの方に、はり、灸、マッサージ施術に要する費用の一部を助成し、高齢者の福祉の向上を図ります。

- ①後期高齢者医療保険の被保険者
- ②昭和19年4月1日までに生まれた方

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・生活管理指導員の派遣 **【継続】**
- ・安心ホットライン（緊急通報サービス）の提供 **【継続】**
- ・寝具丸洗い乾燥消毒サービスの提供 **【継続】**
- ・日常生活用具購入費の助成 **【継続】**
- ・ひとり暮らし高齢者福祉電話の設置援助 **【継続】**
- ・ファミリーサポートセンター（生活援助型）の運営支援 **【継続】**
- ・配食サービスの提供 **【継続】**
- ・生活管理指導短期宿泊の提供 **【継続】**
- ・軽度家事援助員の派遣 **【継続】**
- ・はり、灸、マッサージ施術費助成事業 **【継続】**

(2) 家族介護者を支援する福祉サービスの提供

ア 家族介護用品購入費への助成（地域支援事業）

要介護4または5の同居の市民税非課税の高齢者等を在宅で介護する市民税非課税世帯の家族を対象に、紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤等、本市が認める介護用品の購入に使えるクーポン券を交付します。

イ 家族介護慰労金の支給（地域支援事業）

過去1年間、介護保険サービスを利用していない要介護4または5の同居の市民税非課税の高齢者を在宅で介護している市民税非課税世帯の家族を対象に、慰労金を支給します。

ウ 家族介護者の交流支援（地域支援事業）

在宅で高齢者を介護する家族や介護に関心を持っている人を対象に、介護による孤独感や不安を解消するため、同じように在宅介護を行っている家族同士が集まり、情報交換や学習会など、交流が図れる機会を提供します。

エ 家族介護教室の開催（地域支援事業）

高齢者を介護する家族等を対象に、介護方法、介護予防、介護者の健康づくり等

に関しての知識や技術を習得できる教室を開催します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・家族介護用品購入費の助成 **【継続】**
- ・家族介護慰労金の支給 **【継続】**
- ・家族介護者交流会の開催支援 **【継続】**
- ・家族介護教室の開催 **【継続】**

基本的な方向 2

安心して暮らし続けるための環境づくり

施策 6 権利擁護施策の推進

施策の方向性

- 成年後見制度は、認知症等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な高齢者に成年後見人等がその判断能力を補うことで、その人の生命財産を擁護しようとするもので、これまでの取り組みを拡充し、利用促進に努めます。
- 高齢者虐待防止のため、地域包括支援センターを中心に地域の関係者や介護保険事業所などと連携し、虐待の早期発見や早期対応に取り組むとともに、高齢者虐待について理解を深めるための啓発活動を推進します。

具体的な施策

1 成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度の利用に関する相談受付や法人後見の受任を行っている「とっとり東部権利擁護支援センター（通称：アドサポセンターとっとり）」、鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」と連携を図りながら、市民への制度周知など成年後見制度の利用を促進します。
- 民法の規定により成年後見開始の申立ては本人、配偶者あるいは4親等内の親族が行うこととされていますが、本人に親族がいない、あるいは親族がいても法定後見開始の審判の申立てを行うことが期待できないときは、市長が法定後見開始の審判の申立てを行います。
- 後見人等には弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門職が家庭裁判所の選任を受けて業務に従事されますが、認知症高齢者の増加、またさらにはきめ細かい市民の身近な制度とするために、多くの皆さんにこの制度の担い手となっていただく必要があります。鳥取市社会福祉協議会では、市民後見人養成講座を開催し、市民後見人の育成と活動支援に取り組んでいますが、人材育成を始めとするこの取り組みをさらに支援強化していきます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・とっとり東部権利擁護支援センターへの運営支援 **【継続】**
- ・成年後見人制度利用支援事業（申立費用、後見人等報酬助成） **【継続】**

- ・市長による法定後見の開始の審判の申立て **【継続】**
- ・市民後見人の育成 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
とっとり東部権利擁護支援センター 相談受付	件	1,234	1,236	1,250	1,300	1,300	1,300
成年後見制度利用 支援事業（申立費用）	件	21	16	8	20	20	20
成年後見制度利用 支援事業（後見人 等報酬）	件	21	30	35	35	35	35
後見開始の審判の 市長申立て	件	26	23	10	25	25	25
市民後見人養成講 座終了者	人	19	13	13	15	15	15

※H29年度以降は見込

2 成年後見制度の利用の促進に関する基本計画の策定

- 国が策定した「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、本市の成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「本市計画」という。）を策定します。
- 本市計画の策定に当たっては、利用しやすい制度とするため、多くの皆様の意見を伺い計画の検討・策定を進めます。
- 保健・医療・福祉と司法を含めた支援体制「地域連携ネットワーク」を構築し、この中核機関が後見人等の受任者調整や、権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期段階からの相談・対応についてネットワーク関係者と連携を図りながら、成年後見制度の利用支援に取り組みます。
- 地域連携ネットワークの中核となる機関を設置し、後見人等受任者の調整や親族後見人や市民後見人等の相談対応に取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・本市計画の策定 **【新規】**
- ・権利擁護の地域連携ネットワークの構築 **【新規】**

- ・地域連携ネットワークの中核機関設置 **【新規】**

3 高齢者虐待の防止及び早期発見

- 虐待通報に際しては、各地域包括支援センターが窓口となり、組織的に迅速かつ適切な対応を行い、困難事例については「とっとり東部権利擁護支援センター」の専門職や法テラスの弁護士とも連携しながら対応を行います。
- 高齢者虐待等で一時的に虐待者と分離、保護が必要な場合は、あらかじめ確保している契約施設において一時的に保護します。
- 老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置により、虐待を受けている高齢者を一時的に特別養護老人ホームで保護します。
- 高齢者虐待について周知・啓発に取り組みます。
- 民生委員児童委員協議会を始めとする団体や、介護保険事業所、医療機関、警察等の関係機関で構成する「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」を開催し、情報の共有及び相互に相談しやすい体制を構築することで、虐待の早期発見や早期対応、虐待防止に取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待対応 **【継続】**
- ・短期宿泊による虐待者との分離・保護 **【継続】**
- ・やむを得ない措置による虐待者との分離・保護 **【継続】**
- ・「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」の開催 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
高齢者虐待通報受理	件	46	46	50	50	50	50
短期宿泊による対応	件	1	1	3	2	2	2
やむを得ない措置による対応	件	1	1	1	2	2	2

※H29年度以降は見込

基本的な方向3

安定した暮らしの場の確保

施策2 高齢者の住まいに関する相談体制の充実

施策の方向性

- 多様化する高齢者の施設や住まいに関する相談支援体制を充実させます。
- 複数の相談窓口がお互いに連携しながら、相談者のニーズにきめ細かくに対応します。

具体的な施策

1 住宅確保要配慮者への支援

- 鳥取県居住支援協議会に参画し、住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者等の住宅の確保に特に配慮を要する方）が賃貸住宅への円滑な入居の促進を図る鳥取県あんしん賃貸支援事業（あんしん賃貸住宅の登録、入居相談、住宅情報の提供等）の推進を図ることで、高齢者の住まいの確保に取り組みます。

※（参考）

鳥取県居住支援協議会（事務局：公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会）は、県内の自治体や不動産関連団体、福祉関係団体、その他居住支援を行う団体等により構成される団体。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・鳥取県居住支援協議会への参画 **【継続】**

2 地域包括支援センターや中央人権福祉センターによる相談支援の推進

- 地域包括支援センターは、高齢者の住まいに関する様々な相談対応や情報提供に努め、高齢者がそれぞれの置かれた状況に応じ適切に住宅を改修したり、施設・居住系サービスなど新たな「住まい」を選択できるよう支援します。
- 中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター）は、保証人や緊急連絡先が確保できず、賃貸住宅へ入居ができない人などからの相談に対し、住まいの確保に向けた伴走型の支援に取り組みます。さらに、相談者が入居した後も支援を継続することにより、賃貸住宅所有者の「賃貸リスク意識の払拭」を図ります。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・住まいの相談支援 **【継続】**